

投稿**著作権と本会の立場**

石井 馨（日食情報センター） 作花一志（京都情報大学院大学） 半田利弘（鹿児島大学） 福江 純（大阪教育大学） 吉田道利（広島大学）

1. はじめに

会誌の記事の著作権に関する議論が数年ごとに持ち上がり、いつも同じ議論の繰り返しになっているように思われる。

今回、2011年の総会で以下の議論が行われたことがTENKYO-MLで紹介された。そのことが発端となり、数人の間で著作権に関する議論がされた。以前にも、同じくMLで似たような議論をしたことを思い出し、今回、議論の結果をまとめておくことにした。

=====

【議案2】2010年度会計報告・会計監査報告

賛成多数（拍手）で承認されました。なお、会誌や集録のPDF化について、「著作権は著作者に残っているのか、あるいは本会に譲渡されているのか。」との質問があり、執行部から「会誌については、著作権は会がもっていると考えているが、Webでの公開においては、念のため著者に公開の可否を確認している。しかし、著作権の詳細についてはよくわからないので今後調べていく。」との回答がありました。この他「今後は、原稿の受け取り時に、著作権を著者から本会に委譲することの確認を済ませておくのとよいのではないか。」との意見が出ました。

これは、著作権自体に関する理解が不十分で、また、「権利の使用を認める」ということと「権利を譲渡する」ということが混同されたために混乱が生じている。

以下、2節で著作権自体の考え方を、3節で著作権に関する会誌の現状と今後の扱いに

関する提言を、4節で著作権の議論をする以前に会誌のために考えて欲しいことを述べる。

2. 著作権の考え方と内容**2.1 日本における著作権の考え方**

著作権とは、特許権や商標権などと同じ知的財産権のひとつだが、成立の過程において「著作者の権利を保護する」ことを目的とする欧州大陸系の思想潮流と、「経済的な利害関係を明確にする」ことを目的とした英国、米国の思想潮流とのせめぎあいがあった。そのため国際法も幾つか存在し、かつ各国ごとに個別の著作権法が存在しているのが現状である。これは各国の歴史的、文化的背景（例えば使用言語や文字と出版コストの関係）、あるいは自国の産業（例えば映画産業や音楽産業など）を保護、育成する観点からも必要な措置だったと言えるだろう。

日本では、江戸時代から明治期にかけて木版による印刷が行われていたため、「版權」というものが「版元（今でいう出版社）」にあり、これが財産権として認められていたという歴史的な背景がある。しかしながら現代ではこのような有体物の権利ではなく、近代的な国家として無体物の財産権も認める『著作権法』という法律でもって著作者の利益を保護している。

ただし、日本は、国際的な条約の一つである『文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（通称：ベルヌ条約）』に批准しているので、基本的には『ベルヌ条約』の規定が優先する。たとえば日本の『著作権法』には著作権の登録制度が規定されているが、『ベルヌ条約』では著作権の発生要件を無方式主

義としているため、著作権の登録が権利の発生要件ではない。すなわち、どのような文章でも絵画でも音楽でも、世間的にはどんなに価値がない駄文であっても乳児の落書きであっても、**オリジナルの作品であれば、それを表現した瞬間に（著作者に自動的に）著作権が発生する**、ということになる。また発生した著作権は、(何もしなければ) 発生してから50年間は自動的に保障される (注：著作物の場合は、著者の死後50年まで保障される。)

2.2 著作権の種類（内容）

著作権には財産として認められている権利として次のようなものがあり、これらの権利を**支分権**と呼ぶ。

- ・複製権…著作物を複製する権利
- ・上演権及び演奏権…著作物を公に上演もしくは演奏する権利
- ・上映権…著作物を公に上映する権利
- ・公衆送信権…著作物を公衆送信（自動公衆送信の場合は送信可能化）を行う権利
- ・口述権…言語の著作物を公に口述する権利
- ・展示権…美術の著作物もしくは未発行の写真著作物の原作品を公に展示する権利
- ・頒布権…映画の著作物を複製物により頒布する権利
- ・譲渡権…映画以外の著作物の原作品もしくは複製物を公衆へ譲渡する権利
- ・貸与権…映画以外の著作物の複製物を公衆へ貸与する権利
- ・翻訳権、翻案権…翻訳、編曲、変形、脚色、映画化、翻案等をする権利
- ・原著作者権…著作物を原作品とする二次的著作物での著作権者が持つものと同じ権利

たとえば、本会の会誌に原稿を投稿する、ということは会誌として印刷され配布されることは予め分かっていることなので、著作者

は会誌に対して「複製権」の使用を認めた、ということになる。しかしながらそれ以外の使用を認めている訳ではない。このような会誌発行としての目的外利用で著作物を使う場合は、その利用目的ごとに著作者に使用許諾を得る必要がある。

今回、総会で提起された課題の背景はここにあつて、会誌をスキャナーなどで pdf ファイル化し、これを著作者の許諾なしにインターネット上で公開してしまうと、支分権の「公衆送信権」の権利を侵すことになる。そのようなことがないように、最近の会誌の原稿募集に関しては、表紙の裏に次のように記載されているので、この記載がある以降の原稿に関しては、著作者から「公衆送信権」の許諾は既に得られていると考えられる。

-----（以下、抜粋）-----

本誌に掲載された記事は、1年後以降に当会ホームページにて pdf ファイルの形で一般に公開することを予定しております。インターネットでの公開に差し障りのある場合は、ご投稿の際にその旨ご連絡ください。

-----（以上、抜粋）-----

残る問題としては、原稿の募集時にこのような許諾を得ていない過去の著作物に関して、その著作物の pdf ファイルをインターネット上で公開するには、個別に許諾を得る必要がある、ということになる。

3. 著作権に関する会誌の現状と提言

著作権は先に述べたように、まずは著作者に権利が発生する。この権利のうち、「著作者人格権」以外の、財産として認められた権利に関しては譲渡することも可能だが、財産の譲渡なので、当然のことながら「著作権譲渡契約」という契約を交わす必要がある。たと

えば投稿論文を掲載する学術誌においては、論文の二重投稿を避け、学術誌としてのオリジナリティと権威を維持するために、論文の掲載に当たっては「著作権譲渡契約」を交わすケースもある。一方で必ずしもオリジナリティを迫していない商業誌などでは、掲載に当たって「著作権譲渡契約」を交わさないケースが殆どである。

本誌においても、原稿を執筆された皆様はご存知のように、「著作権譲渡契約」を交わしていないので、著作権は著作者にある。このような権利状態であることは著作者の権利を保護しているだけでなく、天文教育普及活動に関して以下のようなメリットがある。

著作者自身によって著作内容の再利用が出来ること

著作者が天文教育普及活動の一環として商業誌への執筆や本の出版などを行う際に、著作権を保持していれば、著作内容の一部または全部を再利用することができる。

著作内容のアップデートが出来ること

著作権の中には財産として譲渡できない「著作者人格権」というものがあり、その中に「同一性保持権」というものがある。これは著作内容を著作者の意向を踏まえずに改変されないための権利だ。

たとえば、著作物が発行された後に、著作内容に関して新たな知見が加わることは自然科学の常だし、あるいは著作内容を再利用する際に、表現をもっと一般人向けに分かりやすく変えようと思うケースもあるかも知れない。このような場合でも著作者が著作権を譲渡せずに保持していれば、元の著作内容に加筆訂正を行うことが出来る。

著作権は権利者がその著作物を独占利用する権利であり、他者の利用を制限する権利でもある。したがって、会誌が権利を有してしまった場合、著作者以上に著作内容を再利用

する手段や方策を示さなければ、単にコンテンツが死蔵していくだけの状況になってしまうだろう。そのような事態は、天文教育普及活動にとって望ましい方向性ではないと思われる。

またさらに、実務上の問題として、会誌の記事一つひとつに対して、「著作権譲渡契約」その他の書類を交わすことは、事務局にとっては膨大な作業量を必要とすることになる。本会の規模では無理だろうと思われる。

すでに述べたように、本会会誌の記事に関しては、会誌で掲載する「複製権」と（最近のものについては）インターネットなどで公開する「公衆送信権」の許諾は既に得られていると考えられる。したがって、譲渡契約その他、これ以上の手続きは行わず、現状のまま進めていくのが妥当だと提言したい。

4. 著作権の議論より会誌の充実を！

最後に、現在の『天文教育』の記事に関して、思うことを述べておきたい。

著作権の議論が起こるたびに思うことは、はたして今の『天文教育』の中身に、財産としての価値を主張できる記事がどれほどあるかということだ。複製権その他の権利が会にあるなしを議論する以前に、会員として、なすべきことがあるのではないだろうか。

会誌『天文教育』は毎回記事不足で、編集委員が執筆依頼してまわったり、ときには編集委員長が空白埋めの雑文を書かねばならないのが現状である。論文はほとんどない。本会は学会ではなく普及を主目的にした研究会だから、会誌の内容が、解説記事・実践報告が主でもいいだろう。しかし、残念ながら、本会誌の内容はそこまでにも至っていないと言わざるをえない。たしかに、どんな記事であれ、著作権は存在するのだが、現状の本会誌では、自信を持って著作物の財産的な価値を主張できるような記事があまりに少ないの

である。記事そのもののレベルアップが強く望まれる。

それ以前に、まずは「玉石混淆」でも構わないので、多くの記事で会誌が満載になることが必須である。一時は背表紙に文字を入れるまでに至ったが、最近の号では、あまりに薄くなり、背表紙の文字すら入れられなくなった。会長や事務局をはじめ、会員の皆様は、このような事態をどうお考えなのだろうか。

著作権の問題はもちろん大事だが、著作権というものについては、今回の解説を読んでいただいて、会員の間には正しい共通理解が生まれればそれで良い。著作権の議論にこれ以上拘泥するよりも、いかにして会誌の充実を図るかに、会員一人一人が真剣に取り組むべきであろう。

参考にして欲しい文献

本稿を記述するに当たっては、次のような文献を参考にした。

[1] 著作権法

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0048.html>

[2] 著作権テキスト (文化庁)

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/index.html>

しかしながら、法律そのものや、その解釈を解説するような文献は、本誌読者諸兄には必ずしも参考とならないと思われるので、以下、参考にして頂きたい文献を紹介する。

[3] 岡本薫(2005) 『誰でも分かる著作権 情報化・コンテンツ・教育関係者のために』, 全日本社会教育連合会

法律の解釈よりも法律の精神に重点を置いて解説しており、著作権(もしくは社会のルール)をゼロから勉強したい人向けの良書。

最近のデジタル化への対応や、学校教育や社

会教育現場での課題など、本誌読者にも参考となる情報に溢れている。「著作人格権」の問題には大人よりも子供の方が敏感であるという背景に、実は子供たちは学校の先生に心を傷つけられているという指摘と事例には、ドキッとさせる読者も少なくないだろう。

[4] 尾崎 茂(2006)『先生のための著作権入門の入門』, 学事出版

著作権の基礎知識に加え、学校や一般生活において必要となる著作権の知識を Q&A 形式で紹介している。「別に著作権なんてゼロから勉強しなくてもいいや」と思っている人向け。学校教育や社会教育に従事する方々は、著作権の例外規定の適用を受けるケースがあるので、著作権法に明るくなくても業務上支障が無いと考える方が少なくないようだが、本書を読めばそれが大きな誤りであることに気がつくであろう。

石井 馨

作花一志

半田利弘

福江 純

吉田道利